

事務連絡
平成 24 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災による被災者が受けた柔道整復師の
施術に係る療養費の往療の取扱いについて

東日本大震災による災害発生に関し、柔道整復師の施術に係る療養費の往療の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者が受けた柔道整復師の施術に係る療養費の往療の取扱いについて（その 3）」（平成 24 年 2 月 28 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により連絡したところであるが、今般、平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱いについて、下記のとおりとするので、関係団体に周知を図るようよろしくお願ひしたい。（改正カ所は下線を引いた部分）

記

1. 往療の取扱い

片道 16 キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

① 下記 2 の「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者を対象とするものであること。

② 当該患者に対して震災以前より往療を行っている施術所によるものであること。

なお、この場合の往療料は、片道 16 キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の摘要欄に、震災により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに 16 キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。



2. 対象者

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 24 日付厚生労働省保険局医保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡。別紙参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の2の場合に該当し、保険者から交付された一部負担金等の有効期限が切れていない免除証明書を提示した者。

3. 取扱い期間

一部負担金等に関する事務連絡の2の場合に該当する者については、平成 25 年 2 月 28 日までの施術に係る取扱いとする。

4. その他

これら東日本大震災による被災者が受けた柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いは、東日本大震災の発生という事態に鑑み、対象を限って緊急やむを得ない措置として行われる特別なものであることから、これら取扱いも含め、引き続き療養費支給の適正化に努めるものであること。